

滋賀県高島市安曇川における モデル事業と今後の対応について

環境省

1

令和6～7年度の事業

- 琵琶湖周辺の大規模繁殖地での効果的な捕獲手法を確立するモデル事業の実施
- 事業によって、琵琶湖におけるカワウの個体数を減少させるとともに、得られたノウハウを整理

(参考) カワウ銃器捕獲モデル事業(滋賀県事業)

対象: 住居周辺に位置する安曇川流域のカワウコロニー

目的: 水産業被害、生活環境被害の低減のため

体制: 滋賀県が主体となって、地元の市や警察と連携

課題: 以下の点から高度な技術が必要。

- ・銃器の発射地点や発射角度を厳密に管理
- ・カワウコロニーを他地域に分散させずに捕獲

●銃器捕獲の概要は下図をご確認ください。



課題

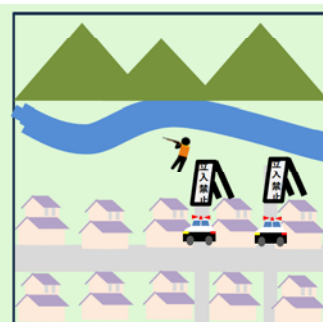
- ◆ カワウによる農林水産業被害や生活環境被害は、住居の比較的近傍でも発生。これらの鳥獣の銃猟の現場では、その場所が鳥獣保護管理法第38条第2項における住居集合地域等に該当するか迷うことがある。

鳥獣保護管理法第38条第2項:

住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(以下「住居集合地域等」という。)においては、銃猟をしてはならない。

令和6年度末に通知の改正

- ①「住居」の定義として、人が居住のために用いている建物(ビニールハウスは含まれない)と説明。
- ②「住居集合地域等」に該当しない例として、
 - ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲が住居と混在していない山野や田畑であり、
 - ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲内において立ち入り規制等によって人を待避させる措置を講じるなど、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれが解消されており、
 - ・地域住民やその地域を所管する行政機関、警察等の関係機関による合意の元に、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれを解消する措置が確実に実施される場合を例示。



通知の改正内容 1

(新設)「住居」とは、人が居住のために用いている家屋等の場所とされている。このため、畜舎、倉庫、農業用ビニールハウスなど、人が住まない場所はこれに該当しない。

←一般的に「住居」とは、人が居住して日常生活に用いている家屋等の場所をいうとされ、その居住は、永続的であることを要せず、一時的でもよいし、また、常にその場所で継続して食事し、宿泊することを要しないとされている。
(法令用語辞典)

(変更)市街というほど多数の住居が密集している場所だけでなく、住居と農地が混在するような場所であっても相当数の住居が集まっているなど、銃猟による危険性が高い場合は、「住居集合地域等」に相当する。

←法第38条第2項の違反の有無が争点になった最高裁決定では、銃を発射した場所が住居と田畑が混在する地域内であったかどうか判断材料にされていることから、例示に含めた。

(参考)

＜最高裁平成12年2月4日第2小法廷決定＞

被告人が狩猟のため散弾銃を発射した場所は人家と田畑が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が約10軒あるなどの状況が認められるのであるから、右場所が「人家稠密ノ場所」に当たるとした判断は相当である。



通知の改正内容 2

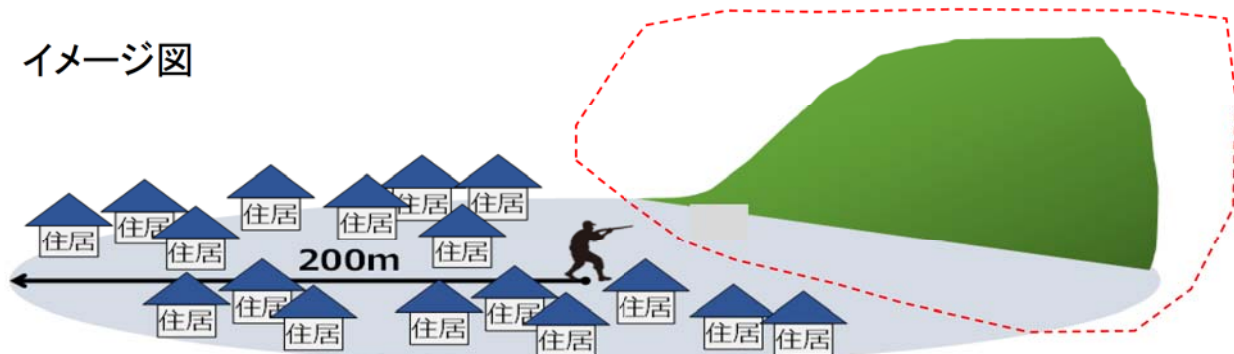
(新設)一方で、銃を発射した地点の周囲に相当数の住居が集まっていますが、

- ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲が住居と混在していない山野、農地、水面等であり、
- ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲内において立ち入り規制等によって人を待避させる措置を講じるなど、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれが解消されている

場所は法第38条第2項の制限に抵触しないものと解釈される。こうした、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれを解消する措置を行うにあたっては、その確実を期すため、地域住民並びに市町村及び警察等の関係機関に銃猟の概要を事前に伝達した上で、こうした関係機関と連携すること。

←住居が集まっている(又は、人が多数集まっている)場所とは、銃器を使用して狩猟することが他人の生命、身体等に危険を及ぼすおそれがある場所を指すものと解されるが、抽象的なおそれもない場合、すなわち、社会通念に照らして、何人から見ても銃弾が他人に達する危険がないと認められるような場所的状况を作り出した場合には、その場所は「住居集合地域等」には該当しないものと解する余地があると考えられることから、例示に含めた。

イメージ図



立ち入り規制等によって人を待避させる措置を講じたエリア

※地域住民並びに市町村及び警察等の関係機関に銃猟の概要を事前に伝達した上で、こうした関係機関と連携

安全管理マニュアルの作成

住居周辺の大規模繁殖地におけるモデル事業（滋賀県の事業）での知見をいかして作成

- 住宅地付近で銃器捕獲によるカワウの個体数調整を実施する際に参考となるマニュアルを作成し、今後環境省のHPにて公表予定
- マニュアルは、
 - 1) 住宅地付近での銃器捕獲を検討する際に注意すべき点
 - 2) 住宅地付近で銃器捕獲によるカワウの個体数調整を実施する際に必要な許認可などの手続きについてなどを記載



5

今後の展開

① モデル事業で得られた知見を生かして、琵琶湖周辺以外でのシャープシューティングの実証

カワウはやたらの捕獲をすると、群れが分散して捕獲しにくい箇所に広がってしまうことから、カワウの生態を熟知し、個体数調整の考え方を理解した上で、科学的根拠に基づいた計画的・戦略的な捕獲を実施することが必要となる。



これまでのモデル事業で得られた成果等を滋賀県が事業にてとりまとめ、シャープシューティングによる捕獲のマニュアルを作成。環境省HPにてシャープシューティングによる効果的な捕獲方法を示すことで、カワウのシャープシューティングの実施を技術的に支援し、他地域でも効率的かつ効果的な捕獲が可能か実証を行う。

② 通知の改正を受けて、これまでシャープシューティングによる捕獲が行えなかった箇所での捕獲

住宅地や幹線道路近くに存在し、問題となっているコロニーが全国的に多数存在。住宅地等の人の生活圏とコロニーが近接していることにより、鳥獣保護管理法第38条の銃猟の制限に抵触するおそれがあることから、効率的かつ効果的な銃器捕獲が、現状、実施困難となっていた。



鳥獣保護管理法第38条第2項に規定される「住居集合地域等」の解釈を補足する通知を発出、整理した条件や判断基準を都道府県に示すことで、住居集合地域等の近傍にあるカワウのコロニーにて銃器を使用し、カワウの個体数を減少させる。